



鳥取県公報

平成 22 年 2 月 8 日 (月)
号外第 1 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 監査公告	監査結果の公表 (3件) (1~3)	2
--------	------------------------------	---

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成22年2月8日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
鳥取県監査委員 内 田 博 長
鳥取県監査委員 山 田 幸 夫

第1 監査の概要

1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が適確に行われているかどうかについて実施するものである。

本県においては、毎年度特定の課題を選定してこの監査を実施しているところである。

2 監査対象事務

ホームページの作成事務について

3 監査対象事務の選定理由

我が国のインターネット利用は、平成10年に利用者数1,694万人、人口普及率13.4パーセントであったが、平成20年にはそれぞれ9,091万人、75.3パーセント（総務省「通信利用動向調査」）と急速に普及し、ホームページは情報収集の一般的なメディアとなっている。

本県においても、ホームページにより、200近い組織の5万ページを超える多様で膨大な情報を提供しており、県の情報発信媒体として欠くことのできないものとなっている。

このため、ホームページの作成事務について監査を実施し、事務の改善に資することとした。

4 実施期間

平成21年9月から同年11月までの間に実施した。

5 監査対象機関

知事部局、企業局、病院局、議会及び各種委員会のすべての機関を対象とした。

6 実施方法

次の方法により監査を行った。

(1) ホームページ閲覧による監査 219組織

鳥取県ホームページの組織別索引に記載される組織と各県立学校を1つの単位として、ホームページを閲覧することにより確認を行った。

ア 知事部局 151組織

防災局6組織、総務部18組織、企画部14組織、文化観光局4組織、福祉保健部23組織、生活環境部13組織、商工労働部7組織、農林水産部22組織、県土整備部10組織、行政監察監1組織、総合事務所31組織、会計管理者2組織

イ 企業局 1組織

ウ 病院局 3組織

エ 議会 1組織

オ 各種委員会 63組織

教育委員会56組織、公安委員会2組織、選挙管理委員会1組織、監査委員1組織、人事委員会1組織、労働委員会1組織、収用委員会1組織

(2) 実地による監査 2機関

ホームページの作成において、複数の所属がホームページを作成するために使用するサーバ・システムを管理する企画部広報課及び教育委員会事務局教育センターから監査調書を徴取するとともに、関係者の説明を聴取するなどの方法により、実地監査を行った。

(3) 書面による監査 191機関

次の機関から監査調書を徴取するとともに、必要に応じ聞き取り等による確認を実施した。

ア 県の情報システムを統轄する所属 1機関

企画部地域づくり支援局情報政策課

イ ホームページを作成する所属 190機関

(ア) 知事部局 128機関

防災局5機関、総務部16機関、企画部12機関、文化観光局3機関、福祉保健部20機関、生活環境部11機関、商工労働部3機関、農林水産部21機関、県土整備部8機関、行政監察監1機関、総合事務所26機関、会計管理者2機関

(イ) 企業局 1機関

(ウ) 病院局 3機関

(エ) 議会 1機関

(オ) 各種委員会 57機関

教育委員会53機関、公安委員会1機関、監査委員1機関、人事委員会1機関、労働委員会1機関

注 1つの機関が複数の組織のホームページを作成しているものがあり、(1)の組織数とは一致しない。

(4) 利用者意見の聴取

県政参画電子アンケートによるアンケート調査を実施し、134名から延べ268組織に対する回答を得た。

注 県政参画電子アンケート：県民の意識・意向を県政に反映させるため、あらかじめ公募により選考した会員に対して、随時インターネットを利用してアンケート調査を行うもの。

7 監査の着眼点

(1) 県民(利用者)の視点から見て改善すべき点はないか。

- ・所掌する事務・事業等、必要な情報が掲載されているか。
- ・情報は、適時に掲載・更新されているか。
- ・掲載された情報の内容は、分かりやすいものとなっているか。
- ・必要な情報を入手しやすい構成となっているか。

(2) ホームページの管理・運営は、適切に行われているか。

- ・必要な規程及び体制は、整備されているか。
- ・個人情報、他人の著作物の取扱い等、情報管理は適切に行われているか。

8 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

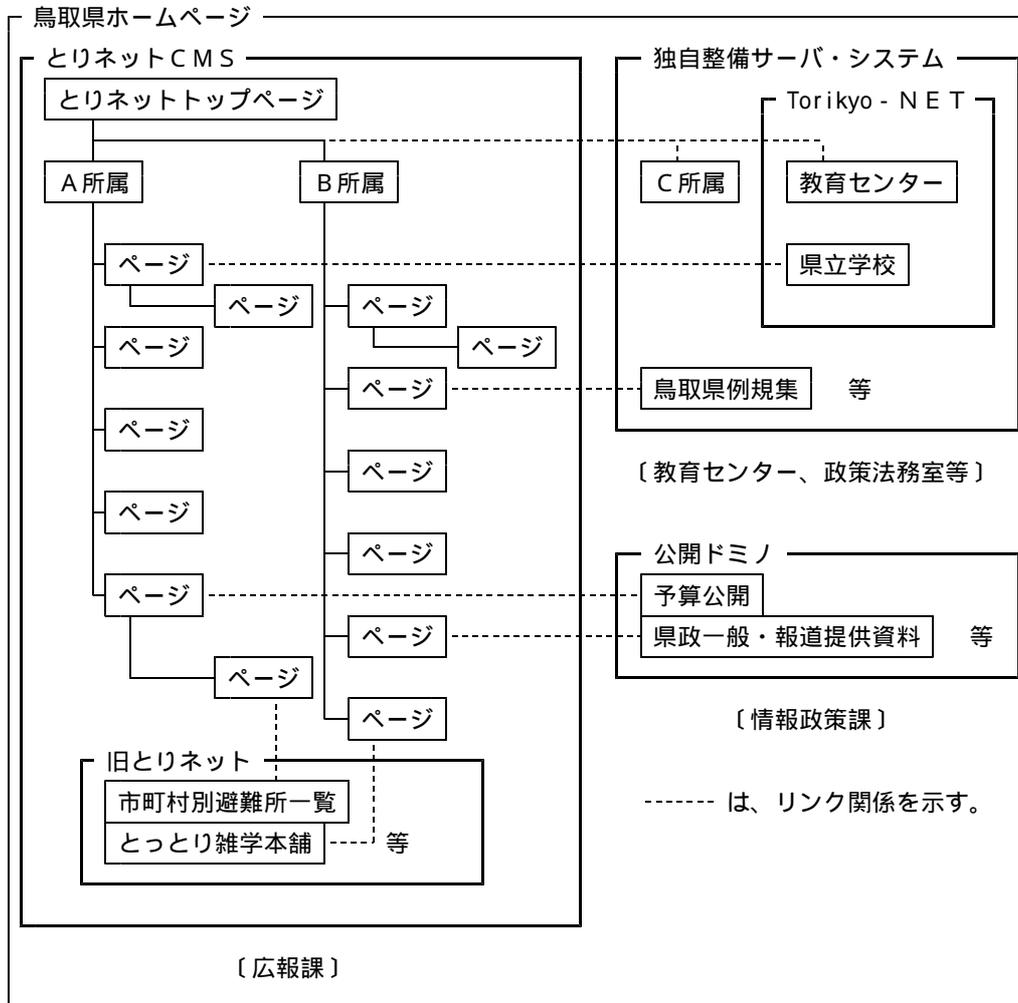
監査委員	山	本	光	範
	やま	もと	みつ	のり
監査委員	米	田	由	起
	よね	た	ゆ	き
監査委員	伊	木	隆	司
	い	ぎ	たか	し
監査委員	山	根	真	知
	やま	ね	ま	ち
監査委員	内	田	博	長
	うち	だ	ひろ	みち
監査委員	山	田	幸	夫
	やま	だ	ゆき	お

第2 監査対象事務の概要

1 鳥取県ホームページの概要

本県のインターネットによる情報提供は、主要な部分とはりネットCMSを使用して行っているが、システムを構築する上で別途サーバを必要とするもの等、一部のページについては独自にサーバ・システムを整備して対応している。

本書では、これらのサーバ・システムによるウェブサービスを併せて鳥取県ホームページと表現することとし、そのイメージは次の図のとおりである。



注 [] は、それぞれのサーバ・システムを管理する所属。

2 鳥取県ホームページの設置、運用の経緯

平成9年 県公式ホームページ「とりネット」の運用を開始。

平成12年 教育センター及び県立学校のホームページの運用を開始。

(「鳥取県教育情報通信ネットワーク」(以下「Trikyo - NET」という。))を使用)

平成14年 携帯電話向けホームページの運用を開始。

平成14年 「公開ドミノ」サーバを設置。

平成17年 電子申請によるサービスを開始。

平成18年 「とりネットCMS」によるサービスを開始。

第3 監査意見

1 県民(利用者)の視点から見て改善すべき点はないか

(1) 所掌する事務・事業等、必要な情報が掲載されているか

監査調書によると、広く県民を対象とした698事業(許認可等の事務を除く。)のうち86事業(12.3パーセント)を所属のホームページに掲載していなかった。その理由は、「対象者が少数であり他の手段で

情報を提供している。」、「本庁の事業所管課のホームページに掲載されている。」等であった。

〔事業掲載状況〕

事 項	広く県民を対象とした事業数(A)	所属のホームページに掲載する事業数(B)		掲載していない事業数(A - B)	
		事業数	割合	事業数	割合
補助事業	176事業	141事業	80.1%	35事業	19.8%
融資事業	23事業	22事業	95.6%	1事業	4.3%
資金貸与制度	14事業	14事業	100.0%	なし	-
相談業務	130事業	115事業	88.4%	15事業	11.5%
申請・届出業務	168事業	142事業	84.5%	26事業	15.4%
その他業務	187事業	178事業	95.1%	9事業	4.8%
計	698事業	612事業	87.6%	86事業	12.3%

注 表中の割合(%)は、「広く県民を対象とした事業数」に対する割合である(小数点第2位以下切捨て(以下同じ。))。

広く県民を対象とする情報を等しく県民に提供するためには、事業を企画・作成する事業所管課のホームページに情報を掲載するとともに、事業を実施する機関のホームページにも、事業所管課へのリンクを設定する等により、情報を掲載する必要がある。

については、ホームページを作成する所属は、広く県民を対象とした事業をホームページに掲載するとともに、必要なリンクを設定するよう努められたい。

(2) 情報は、適時に掲載・更新されているか

ホームページの閲覧による確認の結果、219組織のうち153組織で、「過去の情報等が掲載されている。」、「リンク先が適切に表示されない。」等の不適切な事例を確認した。

〔不適切情報の掲載状況〕

事 項		組 織 数	
不適切な事例が確認された組織		153組織	69.8%
不適切な事例の内容	組織の名称が誤っている。	1組織	0.4%
	電話・ファクシミリ番号が誤っている。	9組織	4.1%
	メールアドレスが誤っている。	5組織	2.2%
	過去の情報等が掲載されている。	91組織	41.5%
	リンク先が適切に表示されない。	115組織	52.5%

注1 表中の割合(%)は、閲覧確認組織全体(219組織)に対する割合である。

2 「不適切な事例の内容」の組織数は、重複集計である。

については、ホームページを作成する所属は、適宜、掲載する情報の点検を行い、不適切な情報の修正を行われたい。

(3) 掲載された情報の内容は、分かりやすいものとなっているか

アンケート調査の結果は、全体的に評価は高かったが、「トップページを見て、ホームページにどのような情報が掲載されているか分かるか。」という質問では「だいたい分かった。」という回答が全体の57.8パーセント、「全体を見て、欲しい情報を手に入れやすいホームページとなっているか。」という質問では「どちらとも言えない。」という回答が全体の42.5パーセントを占める等、改善の必要性が認められた。

〔アンケート調査結果〕(詳細は、第4の3を参照)

質問項目	回 答		
	よく分かった。	だいたい分かった。	分からない。
トップページを見て、ホームページにどのような情報が掲載されているか分かるか。			
	84組織	155組織	20組織
	31.3%	57.8%	7.4%

全体を見て、欲しい情報を 手に入れやすいホームペ ージとなっているか。	手に入れやすい。	どちらとも言えない。	手に入れにくい。
	119組織	114組織	27組織
	44.4%	42.5%	10.0%
専門用語や流行語、俗語な ど、意味の分かりにくい言 葉はないか。	なかった。	時々あった。	多くあった。
	223組織	28組織	5組織
	83.2%	10.4%	1.8%
読みの難しい言葉はない か。	なかった。	時々あった。	多くあった。
	242組織	8組織	4組織
	90.2%	2.9%	1.4%
文章は、分かりやすい表現 となっていたか。	分かりやすかった。	どちらとも言えない。	分かりにくかった。
	163組織	87組織	11組織
	60.8%	32.4%	4.1%
文章による表現だけでなく、 必要に応じて図やイラ ストを使うなど、見やすい ページとなっていたか。	見やすかった。	どちらとも言えない。	見にくかった。
	126組織	98組織	33組織
	47.0%	36.5%	12.3%

注 表中の割合(%)は、回答のあった組織全体(268組織)に対する割合である。

〔主な個別意見〕

- ・所属の業務内容が分からない。
- ・PDFファイルで詳細な内容が記載されているのは明確でよいが、簡単な結論を記載する等、どこにどのような内容があるか見て分かるようにして欲しい。
- ・である調の表現など、少々取っ付きにくい表現がある。

については、ホームページを作成する所属は、利用者の視点に立った、見やすく、分かりやすいホームページの作成を心がけられたい。

(4) 必要な情報を入手しやすい構成となっているか

ア ウェブアクセシビリティについて

情報の入手しやすさを判断する基準として、ウェブアクセシビリティに関するJIS規格を採用した。

ホームページの閲覧により、JIS規格の主な事項について確認を行い、219組織のうち133組織で、「リンク先の内容が分からない。」、「基本言語が明示されていない。」等の不適切な事例を確認した。

〔参考〕

ウェブアクセシビリティは、特に高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある人も、年齢的・身体的条件にかかわらず、インターネットで提供される情報にアクセスし、利用できる度合いを意味するものである。

〔ウェブアクセシビリティ確認結果〕

事 項		組織数	
不適切な事例が確認された組織		133組織	60.7%
不適切な事例の	リンクであることが容易に判別できない。	21組織	9.5%
	リンク先の内容が分からない。	98組織	44.7%
	外部サイトのリンク先が明示されていない。	31組織	14.1%
	基本言語が明示されていない。(*)	30組織	57.6%
	ページ内が構造化されていない。(*)	27組織	51.9%
	適切なタイトルが付けられていない。(*)	19組織	36.5%
の	フレームを使用している。(*)	26組織	50.0%

内 容	共通するナビゲーションが付けられていない。(*)	6組織	11.5%
	共通するナビゲーションが読み飛ばせない。(*)	22組織	42.3%
	画像に適切な代替情報が入っていない。(*)	17組織	32.6%
	フォームを使用した入力等が利用者に配慮されていない。(*)	5組織	9.6%

注1 表中の割合(%)は、閲覧確認組織全体(219組織)に対する割合である。ただし、*印の記載のあるものは、とりネットCMS以外のサーバ・システムを使用して作成するホームページの閲覧確認を行った組織(延べ52組織)に対する割合である。

2 「不適切な事例の内容」の組織数は、重複集計である。

とりネットCMSについては、広報課がウェブアクセシビリティ等に配慮したページの基本的構成を作成するため、他のサーバ・システムに比べ、見やすく、使いやすいホームページとなっていた。しかし、掲載される個々の情報からは、「リンク先の内容が分からない。」等、ウェブアクセシビリティへの配慮に欠ける事例が確認された。

また、とりネットCMS以外のサーバ・システムについては、「基本言語が明示されていない。」、「ページ内が構造化されていない。」等、基本的構成においても不適切な事例が確認された。

については、ホームページを作成する所属は、ウェブアクセシビリティに配慮した、利用者が使いやすいホームページの作成に努められたい。

また、広報課においては、鳥取県ホームページ全体の質の向上を図るため、蓄積したノウハウを活用し、とりネットCMS以外を使用する所属に対する助言等の支援を更に推進されたい。

イ 案内表示等について

鳥取県ホームページには、各所属が情報を掲載するページのほかに、それらの情報を分類・整理して利用者が欲しい情報を入手しやすくする案内表示等、利用者にとって便利な機能が付与されたページがある。

この機能のうち「様式ダウンロード集」、「こんなときはここへ行きましょう」、「予算公開」について、必要な情報を掲載していないものがあつた。

〔案内表示等への掲載状況〕

事 項	広く県民を 対象とした 事業数	様式ダウンロード集 (掲載する事業数)		こんなときはここへ 行きましょう (掲載する事業数)		予算公開 (掲載する事業数)	
		事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
補助事業	176事業	19事業	10.7%	30事業	17.0%	109事業	61.9%
融資事業	23事業	3事業	13.0%	3事業	13.0%	6事業	26.0%
資金貸与制度	14事業	なし	-	3事業	21.4%	6事業	42.8%
相談業務	130事業	8事業	6.1%	68事業	52.3%	20事業	15.3%
申請・届出業務	168事業	42事業	25.0%	73事業	43.4%	35事業	20.8%
その他業務	187事業	10事業	5.3%	34事業	18.1%	28事業	14.9%
計	698事業	82事業	11.7%	211事業	30.2%	204事業	29.2%

注 表中の割合(%)は、「広く県民を対象とした事業数」に対する割合である。

利用者にとって便利な機能であっても、そこに情報が掲載されなければ、その機能は生かされないこととなる。

については、案内表示等を管理する所属は、これらの機能をホームページを作成する所属に周知し、必要な情報の掲載を図られたい。

また、鳥取県ホームページの総ページ数は5万ページを超え、情報量が膨大なため、特定の情報にアクセスすることが難しくなっている。

ホームページでは、利用者が欲しい情報を容易に入手できることが重要であり、欲しい情報の有無が確認できるとともに、その情報にいかにも速くアクセスできるようにするかが課題となるが、アンケート調査では、所属の業務内容の表示や検索機能に対する不満も聞かれた。

〔アンケート調査の主な個別意見〕（詳細は、第4の3を参照）

- ・どこの課がどのような仕事をしているかも分からないのに、課ごとのリンクが貼ってあっても欲しい情報がどの課のものなのか分からない。たらい回しをされている感じである。
- ・キーワード検索がうまくいかない。

については、案内表示や検索機能を管理する所属は、掲載情報の範囲を紹介するなど、分かりやすい案内表示の作成や検索機能の充実を検討されたい。

また、ホームページを作成する所属は、所掌業務の分かりやすい表示に努められたい。

2 ホームページの管理・運営は、適切に行われているか

(1) 必要な規程及び体制は、整備されているか

ア 体制の整備について

掲載・更新する情報の内容の点検等、情報を総括的に管理する者の指定の状況については、188機関のうち指定していない機関が41機関あった。

〔情報を総括的に管理する者の指定の状況〕

事 項	回答数	
所属内で指定した職員が行う。	147機関	78.1%
指定していない。	41機関	21.8%
計	188機関	100.0%

注 表中の割合(%)は構成比である。(以下、注記のないものは同様)

情報の掲載に当たっての承認の有無については、188機関のうち承認をとっていない機関が14機関あった。

〔情報の掲載に当たっての承認の有無〕

事 項	回答数	
すべて承認をとっている。	123機関	65.4%
承認をとっていないものがある。	51機関	27.1%
承認をとっていない。	14機関	7.4%
計	188機関	100.0%

掲載後の情報の点検については、188機関のうち点検をしていない機関が4機関あった。

〔掲載後の情報の点検〕

事 項	回答数	
所属内で指定した職員が行う。	61機関	32.4%
特に担当者は決めず、掲載情報を担当する職員が行う。	123機関	65.4%
点検していない。	4機関	2.1%
計	188機関	100.0%

については、所属の掲載情報を管理する総括的管理者の指定や掲載情報の点検等、ホームページの作成に係る体制が整備されていない所属は、早急に体制を整備し、適切な情報管理に努められたい。

イ 規程の整備について

ホームページの管理・運営に関する規程の整備状況については、188機関のうち規程のない機関が138機関あった。

〔規程の整備状況〕

事 項	回答数	
所属で独自に整備している。	18機関	9.5%
他の所属で作成した規程を使用している。	32機関	17.0%
規程はない。	138機関	73.4%
計	188機関	100.0%

前掲のとおり、掲載・更新する情報の内容の点検等、情報を総括的に管理する者の指定状況について

は、188機関のうち、情報を総括的に管理する者を指定している機関が147機関、掲載後の情報の点検については、点検を行っている機関が184機関あったが、閲覧確認の結果、153組織で修正・更新すべき情報が確認された。

また、不要となった情報、更新の必要な情報の有無については、「ない。」と回答した機関は170機関あるが、閲覧確認の結果、そのうちの122機関で修正・更新すべき情報が確認された。

〔不要となった情報、更新の必要な情報の有無〕

事 項	回答数	
	ある。	18機関
ない。	170機関	90.4%
上記のうち、修正・更新すべき情報が確認された機関	(122機関)	(71.7%)
計	188機関	100.0%

注 () は、「ない。」と回答した170機関に対する機関数と割合である。

これは、総括的管理者・情報点検者等を指定した情報管理体制はあるが、それが十分機能していないものであり、ホームページの作成に係る職員の役割と責任を明確化する必要がある。

については、サーバ・システムを管理する広報課、教育センター等は、情報の管理、取扱いやホームページの作成に係る職員の役割と責任を明確にした規程を整備し、適切な情報管理を図られたい。

(2) 個人情報、他人の著作物の取扱い等、情報管理は適切に行われているか

個人情報の掲載状況については、「掲載していない。」と回答した機関は137機関あるが、閲覧確認の結果、そのうちの24機関から写真等の個人情報が確認された。

〔個人情報の掲載状況〕

事 項	回答数	
	掲載している。	51機関
掲載していない。	137機関	72.8%
上記のうち、個人情報が確認された機関	(24機関)	(17.5%)
計	188機関	100.0%

注 () は、「掲載していない。」と回答した137機関に対する機関数と割合である。

また、県以外の者が作成するホームページへのリンクの設定についても、リンク先が公的機関・関連団体であるから許可を受けていない機関があったが、リンク設定する際は、相手方のホームページに掲載されたリンク取扱方針を確認し、リンクフリーでないものは、相手方にリンク設定の許可を受けることが必要である。

〔リンク設定の許可状況〕

事 項	回答数	
	受けている。	95機関
受けていない。(うち、経緯不明6機関)	53機関	35.8%
計	148機関	100.0%

個人情報の掲載、外部リンクの設定について、前述のとおり職員の認識が十分でない部分が認められたが、他者の情報を取り扱う場合は、特に慎重を期すべきである。

については、広報課、教育センター等は、他者の情報の掲載における取扱いについて、適正に行うよう周知・徹底を図られたい。

3 その他

(1) 使用するサーバについて

188機関のうち19機関が独自にサーバを整備していた。

このうち県立学校の倉吉総合産業高等学校、米子東高等学校及び米子南高等学校の3校については、Torikyo-NE Tを使用せず独自にサーバを整備していた。

〔サーバの設置・使用状況〕

事 項	回答数	
とりネットCMSサーバを使用	152機関	80.8%
旧とりネットサーバを使用	5機関	2.6%
Torikyo - N E Tを使用	30機関	15.9%
公開ドミノサーバを使用	6機関	3.1%
独自にサーバを整備	19機関	10.1%

注 表中の割合(%)は、監査調書を徴した機関全体(188機関)に対する割合である(複数回答有り)。

情報管理の面からは、個々がそれぞれの考え方で情報を取り扱うより、統一的な規程、セキュリティ等によって情報を管理することが望ましく、また、これら3校のホームページについては、サーバを独自整備する必要性は特に認められなかった。

については、倉吉総合産業高等学校、米子東高等学校及び米子南高等学校は、Torikyo - N E Tを使用することを検討されたい。

(2) 電子申請について

閲覧確認の結果、電子申請可能な申請・届出の一覧のページに掲載されている事務は、30事務にとどまっていた。

添付書類の電子化が必要である等、電子申請することが困難な申請事務もあると考えるが、コンピュータ関連技術は日進月歩であり、今後、電子申請に対する需用は増加していくものとする。

については、申請事務を所管する所属は、現在電子申請に掲載されていない事務についても、再度掲載の可否の点検を行い、電子申請の積極的活用を努められたい。

4 総括的意見

インターネットが普及した今日において、ホームページは情報収集の最も一般的で手軽なメディアとして定着している。

インターネットを利用すれば、県内はもとより、日本全国、海外にも情報を発信することができ、県の有効な情報発信手段であるとともに、その影響は大きく、情報の管理は厳正に行う必要がある。

とりネットCMSについては、JIS規格を念頭にホームページの改良が進められており、また、監査においても、広報課の改善に取り組む意識は高かった。

一方、Torikyo - N E Tについては、運用等を行う教育センターは、所属の分掌事務等を定める鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号)にホームページの指導が明記されていないこと、また、ホームページの作成には学校の独自性を尊重すべきとの理由から、改善指導に積極的でなかった。

については、教育委員会は、Torikyo - N E Tによるホームページを統轄する所属を明確にするとともに、学校の独自性を尊重しながら、ホームページの作成に係る基本的部分において統一的な取扱いを示す等、学校に対する指導を行い、適切なホームページの作成を図られたい。

また、鳥取県ホームページにおいてウェブサービスを行うサーバ・システムは、とりネットCMS、Torikyo - N E T以外にも、情報政策課が所管する公開ドミノ等が設置されている。

これらのサーバ・システム全体に適用される規程は、情報政策課が所管し、県の情報システムの整備、管理及び運用を規定する鳥取県情報システム事務処理規程(昭和58年鳥取県訓令第2号)があるが、ホームページの作成に関し個別・具体的に規定していない。

現在、ホームページへの情報掲載に関する取扱いは、それぞれのサーバ・システムの管理者で異なっており、とりネットCMS以外のサーバ・システムでは、ウェブアクセシビリティへの配慮に欠ける事例が確認された。

については、鳥取県ホームページ全体を統轄する所属を明確にし、ウェブアクセシビリティ等の基本的事項について、鳥取県ホームページ全体に適用する規程を整備することを検討されたい。

さらに、ホームページを作成する所属については、中部総合事務所のようにホームページ上に「ちゅう

ぶ観光ナビ」を開設して情報発信の強化を図る所属がある一方で、長期間ページの更新を行っていない等、県民に不信や誤解を与えるホームページも見られた。

効果的な情報発信を行うためには、所属として取り組む必要があり、ホームページの作成に関わる職員だけでなく、所属の長の意識が大きく影響するものと考える。

については、鳥取県ホームページ全体を統轄する所属は、それぞれの所属が有効な情報発信を効率的に行えるよう、管理職を対象とした研修会を開催すること等により、ホームページを作成する所属の意識の向上を図られたい。

また、ホームページを作成する所属は、本県のホームページが単なるお知らせや掲示板にとどまることなく、県の情報・魅力の発信基地となるよう、積極的な活用に努められたい。

第4 監査結果

1 ホームページ閲覧による監査結果

掲載されている情報は適切であるか（誤りはないか）、利用者の使いやすさが考慮されているかについて、219組織のホームページの確認を行った。

(1) 掲載されている情報は適切か

適否の判断が客観的に可能な下記の事項について確認を行い、153組織で不適切な事例を確認した。

〔確認事項〕

事 項		組織数	
不適切な事例が確認された組織		153組織	69.8%
不適切な事例の内容	組織の名称が誤っている。 ・組織改正により廃止された組織の掲載	1組織	0.4%
	所在地が誤っている。	なし	-
	電話・ファクシミリ番号が誤っている。	9組織	4.1%
	メールアドレスが誤っている。	5組織	2.2%
	過去の情報等が掲載されている。 ・既に終了した行事案内の掲載 ・募集期間を経過した募集案内の掲載	91組織	41.5%
	リンク先が適切に表示されない。	115組織	52.5%

注1 表中の割合(%)は、閲覧確認組織全体(219組織)に対する割合である。

2 「不適切な事例の内容」の組織数は、重複集計である。

(2) 利用者の使いやすさが考慮されているか

情報の入手しやすさを判断する基準として、ウェブアクセシビリティに関するJIS規格を採用した。

監査では、JIS X 8341 - 3「高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第3部：ウェブコンテンツ」の主な事項について確認を行い、133組織で不適切な情報を確認した。

〔確認事項〕

事 項		組織数	
不適切な事例が確認された組織		133組織	60.7%
不適切な事例の内容	a リンクであることが容易に判別できない。	21組織	9.5%
	b リンク先の内容が分からない。	98組織	44.7%
	c 外部サイトのリンク先が明示されていない。	31組織	14.1%
	d 基本言語が明示されていない。(*)	30組織	57.6%
	e ページ内が構造化されていない。(*)	27組織	51.9%
	f 適切なタイトルが付けられていない。(*)	19組織	36.5%
	g フレームを使用している。(*)	26組織	50.0%
	h 共通するナビゲーションが付けられていない。(*)	6組織	11.5%

容	i	共通するナビゲーションが読み飛ばせない。(＊)	22組織	42.3%
	j	画像に適切な代替情報が入っていない。(＊)	17組織	32.6%
	k	フォームを使用した入力等が利用者に配慮されていない。(＊)	5組織	9.6%

注1 とりネットCMSを使用するページについては、民間調査において、ウェブアクセシビリティ等で高い評価を受けているため、＊印を付けた事項の確認は、独自整備サーバ・システムを使用して作成するホームページ（延べ52組織）についてのみ実施した。

2 表中の割合(%)は、閲覧確認組織全体（219組織）に対する割合である。ただし、＊印を記載したものは、とりネットCMS以外のサーバ・システムを使用して作成するホームページの閲覧確認を行った組織（延べ52組織）に対する割合である。

3 「不適切な事例の内容」の組織数は、重複集計である。

〔参考〕

下記の調査において、鳥取県のホームページは高い評価を受けている。

・ユニバーサルワークス実施「自治体サイトWebアクセシビリティ調査 2009」

「音声化対応」、「操作性」、「可読性」、「レイアウト」、「汎用性」に分類・評価し、鳥取県は都道府県中で最高評価を受けている。

・アライド・ブレインズ実施「A.A.O.ウェブサイトクオリティ実態調査 自治体編第4回」

ウェブアクセシビリティの基本となる代替テキストの有無や文章の構造化等の現状を解析した結果を基に評価し、鳥取県を含む5県が都道府県中で最高評価を受けている。

2 監査調書及び関係者の説明の聴取による監査結果

ホームページを作成する190機関から監査調書を徴し、取りまとめを行った。なお、倉吉児童相談所と米子児童相談所はトップページを作成するのみで、具体的内容は中央児童相談所のホームページを利用しているため、監査調書を徴した機関全体の数には含まない。

(1) 使用するサーバ等について

ア 使用するサーバについて

事 項	回答数	
とりネットCMSサーバを使用	152機関	80.8%
旧とりネットサーバを使用	5機関	2.6%
Torikyo-NE Tを使用	30機関	15.9%
公開ドミノサーバを使用	6機関	3.1%
独自にサーバを整備	19機関 (21システム)	10.1%

注 表中の割合(%)は、監査調書を徴した機関全体（188機関）に対する割合である（複数回答有り）。

独自にサーバを整備しているものが19機関、21システムあった。

これらのほとんど（とっとりWebマップ、電子申請システム、博物館・図書館のホームページ等）は、ホームページを構築する上で独自にサーバを整備することが必要と判断されるが、倉吉総合産業高等学校、米子東高等学校、米子南高等学校については、他の県立学校と同様のホームページを作成するものであり、独自にサーバを整備する必要性は認められなかった。

また、米子南高等学校については、サーバ管理経費として、年間236,880円が支出されている。

イ 独自整備したサーバについて、ホームページを公開・管理するサーバのOSやミドルウェア等のソフトウェアのアップデートは実施しているか

事 項	回答数	
実施している。	16機関	84.2%
実施していない。	3機関	15.7%
計	19機関	100.0%

実施していない機関も、他の機関等で実施されているものであり、問題はないと認められる。

(2) 掲載情報の作成・管理について

事 項	回答数	
所属で作成・管理している。	188機関	100.0%
業者に委託している。	6 機関	3.1%

注 表中の割合(%)は、監査調書を徴した機関全体(188機関)に対する割合である(複数回答有り)。

業者に委託しているものについては、ページの作成に専門的知識を要するもの等であり、委託の必要性が認められる。

(3) 掲載情報について

ア 県民向けに作成した資料、刊行物等について

(ア) 掲載の有無について

事 項	回答数	
すべて掲載している。	171機関(うち県民向けの資料等がないと回答したものの13機関)	90.9%
掲載していない情報がある。	17機関	9.0%
計	188機関	100.0%

掲載していない理由は、有償配布物であるため、パンフレット等他の手段で提供しているため等であり、問題はないと認められる。

(イ) 掲載の時期について

事 項	回答数	
公表日と同日としている。	44機関	23.4%
公表後、1週間以内に掲載している。	121機関	64.3%
公表後、1週間を超えて掲載している。	10機関	5.3%

注 表中の割合(%)は、監査調書を徴した機関全体(188機関)に対する割合である。

1週間を超えて掲載される情報は結果報告的なものが多く、データ分析、取りまとめ等に時間を要したものである。

イ 事業内容の掲載について

(ア) 所属が行う事務・事業について、広く県民を対象としたもの(許認可等の事務を除く。)はあるか

〔事務・事業の有無〕

事 項	回答数	
ある。	114機関 (698事業)	60.6%
ない。	74機関	39.3%
計	188機関	100.0%

〔事務・事業の内訳〕

事 項	回答数
補助事業	176事業
融資事業	23事業
資金貸与制度	14事業
相談業務	130事業
申請・届出業務	168事業
その他業務	187事業
計	698事業

(イ) (ア)の事務・事業に関する情報を下記のページに掲載しているか

a 所属のホームページ

事 項	所属のホームページ (掲載する事業数)	
補助事業	141事業	80.1%
融資事業	22事業	95.6%

資金貸与制度	14事業	100.0%
相談業務	115事業	88.4%
申請・届出業務	142事業	84.5%
その他業務	178事業	95.1%
計	612事業	87.6%

注 表中の割合(%)は、それぞれの事項区分ごとの広く県民を対象とした事業全体に対する割合である。

b 案内表示等

事 項	様式ダウンロード集 (掲載する事業数)		こんなときはここへ 行きましょう (掲載する事業数)		予算公開 (掲載する事業数)	
	補助事業	19事業	10.7%	30事業	17.0%	109事業
融資事業	3事業	13.0%	3事業	13.0%	6事業	26.0%
資金貸与制度	なし	-	3事業	21.4%	6事業	42.8%
相談業務	8事業	6.1%	68事業	52.3%	20事業	15.3%
申請・届出業務	42事業	25.0%	73事業	43.4%	35事業	20.8%
その他業務	10事業	5.3%	34事業	18.1%	28事業	14.9%
計	82事業	11.7%	211事業	30.2%	204事業	29.2%

注 表中の割合(%)は、それぞれの事項区分ごとの広く県民を対象とした事業全体に対する割合である。

c 電子申請

事 項	電子申請 (掲載する事業数)	
補助事業	なし	-
融資事業	なし	-
資金貸与制度	なし	-
相談業務	1事業	0.7%
申請・届出業務	8事業	4.7%
その他業務	1事業	0.5%
計	10事業	1.4%

注 表中の割合(%)は、それぞれの事項区分ごとの広く県民を対象とした事業全体に対する割合である。

(4) 情報管理について

ア 情報の掲載・更新の手続等について

(ア) 事務を担当する職員について

a 掲載・更新する情報の内容の点検等、情報を総括的に管理する者について

事 項	回答数	
所属内で指定した職員が行う。	147機関	78.1%
指定していない。	41機関	21.8%
計	188機関	100.0%

b 掲載・更新にあたって、ページを作成する者について

事 項	回答数	
所属内で指定した職員が行う。	107機関	56.9%
特に担当は決めず、情報掲載が必要な職員が行う。	91機関	48.4%

注 表中の割合(%)は、監査調書を徴した機関全体(188機関)に対する割合である(複数回答有)

り。)。

c ホームページに関する事務の事務分担表への記載について

事 項	回答数	
記載している。	100機関	53.1%
記載していない。	88機関	46.8%
計	188機関	100.0%

(イ) 掲載・更新の頻度について

事 項	回答数	
月に10回以上	33機関	17.5%
月に数回程度	103機関	54.7%
四半期に数回程度	27機関	14.3%
年に数回程度	25機関	13.2%
ほとんどない。	なし	-
計	188機関	100.0%

(ウ) 所属内の承認について

a 承認の有無について

事 項	回答数	
すべて承認をとっている。	123機関	65.4%
承認をとっていないものがある。	51機関	27.1%
承認をとっていない。	14機関	7.4%
計	188機関	100.0%

承認をとっていない機関についても、緊急の防災情報、軽易な修正以外は、別途、決裁を受けており、公表することに問題はない。

b 承認を行う者について

事 項	回答数	
所属長が行う。	131機関	69.6%
課長級(所属長を除く。)の職員が行う。	24機関	12.7%
課長補佐級の職員が行う。	13機関	6.9%
その他の職員が行う。	16機関	8.5%

注 表中の割合(%)は、監査調書を徴した機関全体(188機関)に対する割合である(複数回答有り。)。

イ 掲載後の情報の点検等について

(ア) 不要となった情報の有無、更新の必要性等の点検について

a 点検を行う職員について

事 項	回答数	
所属内で指定した職員が行う。	61機関	32.4%
特に担当者は決めず、掲載情報を担当する職員が行う。	123機関	65.4%
点検していない。	4機関	2.1%
計	188機関	100.0%

b 点検の頻度について

事 項	回答数	
1月に1回以上、定期的実施	50機関	26.5%
四半期に数回程度、定期的実施	24機関	12.7%
年に数回程度、定期的実施	27機関	14.3%
随時に実施	83機関	44.1%

注 表中の割合(%)は、監査調書を徴した機関全体(188機関)に対する割合である。

(イ) 現在のホームページ上に不要となった情報、更新の必要な情報はるか

事 項	回答数	
ある。	18機関	9.5%
ない。	170機関	90.4%
計	188機関	100.0%

(5) 情報の取扱いについて

ア ページ編集のためサイトにログインする際のパスワードは、誰がどのように保管・管理しているか
パスワードの保管・管理については、ページ作成者等により保管・管理されていた。

イ 他者の著作物の掲載について

(ア) ホームページ上に自ら作成したものでない文書、写真、図画、音楽等の表現物を掲載しているか

事 項	回答数	
掲載している。	45機関	23.9%
掲載していない。	143機関	76.0%
計	188機関	100.0%

(イ) (ア)の表現物の著作権者等から掲載の許可を受けているか

事 項	回答数	
受けている。	38機関	84.4%
受けていない。	7機関	15.5%
計	45機関	100.0%

許可を受けていないものは、用語辞典の言葉の引用、環境省パンフレットの引用等であった。

(ウ) (ア)の表現物について、引用である旨・引用元は掲載しているか

事 項	回答数	
掲載している。	30機関	66.6%
掲載していない。	15機関	33.3%
計	45機関	100.0%

ウ 他のホームページへのリンクの設定について

(ア) ホームページ上に他のホームページへのリンクを設定しているか

事 項	回答数	
設定している。	148機関	78.7%
設定してない。	40機関	21.2%
計	188機関	100.0%

(イ) 設定している場合、リンク先の管理者の許可を受けているか

事 項	回答数	
受けている。	95機関	64.1%
受けていない。(うち、経緯不明6機関)	53機関	35.8%
計	148機関	100.0%

許可を受けていない理由は、「リンク先が国・公的機関であるため」、「協力・関係団体である。」、「リンク設定当初の経緯が不明である。」等であった。

エ 個人情報の掲載について

(ア) ホームページ上に個人情報を掲載しているか

事 項	回答数	
掲載している。	51機関	27.1%

掲載していない。	137機関	72.8%
計	188機関	100.0%

(イ) 掲載している場合、本人等から掲載の許可を受けているか

事 項	回答数	
受けている。	48機関	94.1%
受けていない。	3機関	5.8%
計	51機関	100.0%

許可を受けていないものは、「県公報のホームページへの掲載」、「市町村立学校職員の氏名の掲載」、「情報の閲覧には、ID・パスワードを要するもの」であった。

オ 個人情報の収集について

(ア) ホームページ上で個人情報を収集するものがあるか

事 項	回答数	
ある。	20機関	10.6%
ない。	168機関	89.3%
計	188機関	100.0%

(イ) 収集している場合、個人情報収集の目的を明示しているか

事 項	回答数	
している。	20機関	100.0%
していない。	なし	-
計	20機関	100.0%

(6) ホームページの作成に関する規程について

事 項	回答数	
所属で独自に整備している。	18機関	9.5%
他の所属で作成した規程を使用している。	32機関	17.0%
規程はない。	138機関	73.4%
計	188機関	100.0%

〔広報課、教育センターによる規程の整備状況〕

所 属	規程の名称
広報課	規則、要領等はない。(ウェブアクセシビリティに関する解説、他者の著作物・個人情報の取扱い、情報セキュリティを記載した研修資料を作成)
教育センター	鳥取県教育情報通信ネットワーク設置要領、鳥取県教育情報通信ネットワーク利用規程、ウェブページ公開に関する規程

(7) ホームページの作成に携わる職員の関連研修の受講について

事 項	回答数	
受講している。	124機関	65.9%
受講していない。	67機関	35.6%

注 表中の割合(%)は、監査調書を徴した機関全体(188機関)に対する割合である(複数回答有り)。

〔広報課、教育センターによる研修の開催状況〕

区 分	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度 (予定)
広報課	開催回数	10回	6回	6回	9回
	受講者数	129人	156人	125人	193人
教育センター	開催回数	1回	1回	1回	1回
	受講者数	37人	26人	29人	35人

(8) その他

ホームページの管理・運営における課題や問題として、次のような意見があった。

- ・CMS操作が難解である。
- ・異動等により、ホームページ作成レベルを維持するのが困難である。
- ・作成には専門知識が必要であり、特定の職員に負担がかかる。
- ・ホームページ作成は、個人のスキルに頼るところが大きい。掲載情報の統一的な取扱い等が必要である。

3 アンケート調査の結果

県政参画電子アンケート会員300名に対し、鳥取県ホームページのトップページに掲載される組織別索引から2つの組織を選んで表中の質問項目に回答するアンケートを実施し、134名から延べ268組織に対する回答を得た。

[調査結果]

質問項目	回 答			
	よく分かった。	だいたい分かった。	分からない。	未回答等
トップページを見て、ホームページにどのような情報が掲載されているか分かるか。				
	84組織	155組織	20組織	9組織
	31.3%	57.8%	7.4%	3.3%
全体を見て、欲しい情報を手に入れやすいホームページとなっているか。	手に入れやすい。	どちらとも言えない。	手に入れにくい。	未回答等
	119組織	114組織	27組織	8組織
	44.4%	42.5%	10.0%	2.9%
専門用語や流行語、俗語など、意味の分かりにくい言葉はないか。	なかった。	時々あった。	多くあった。	未回答等
	223組織	28組織	5組織	12組織
	83.2%	10.4%	1.8%	4.4%
読みの難しい言葉はないか。	なかった。	時々あった。	多くあった。	未回答等
	242組織	8組織	4組織	14組織
	90.2%	2.9%	1.4%	5.2%
文章は、分かりやすい表現となっていたか。	分かりやすかった。	どちらとも言えない。	分かりにくかった。	未回答等
	163組織	87組織	11組織	7組織
	60.8%	32.4%	4.1%	2.6%
文章による表現だけでなく、必要に応じて図やイラストを使うなど、見やすいページとなっていたか。	見やすかった。	どちらとも言えない。	見にくかった。	未回答等
	126組織	98組織	33組織	11組織
	47.0%	36.5%	12.3%	4.1%

注 表中の割合(%)は、回答のあった組織全体(268組織)に対する割合である。

主な個別意見

- ・意味が分かりにくいと指摘のあった言葉
リクルーター制度、アダプト・プログラム、バックアップトライアル、PCB、NBCR、特別徴収税額、公募型プロポーザル方式、歳計現金等
- ・である調の表現など、少々取っ付きにくい表現がある。
- ・PDFファイルで詳細な内容が記載されているのは明確でよいが、簡単な結論を記載する等、どこにどのような内容があるか見て分かるようにしてほしい。
- ・過去の情報が更新されていない。
- ・締切りを過ぎた情報は、分かりやすく明示するなり、削除するなりしてほしい。

- ・所属の業務内容が分からない。
- ・どこの課がどのような仕事をしているのかも分からないのに、課ごとのリンクが貼ってあっても欲しい情報がどの課のものなのか分からない。たらい回しをされている感じである。
- ・キーワード検索がうまくいかない。

用 語 集

用 語	解 説
ホームページ	インターネットのWorld Wide Webサーバに接続して最初に見える、表紙に相当する画面。また、World Wide Webサーバが提供する画面の総称としても用いられる。 本書では、後者の意味として使用し、鳥取県・各所属の全般的なページの一団をいう。
とりネットCMS	とりネットCMS（シーエムエス）とは、ホームページ作成支援システムのことであり、広報課が管理する。
Torikyo - NET	トリキョーネット。鳥取県教育情報通信ネットワークの略称であり、県立学校、市町村立学校等の教育関連機関の情報通信ネットワークであり、教育センターが管理する。
公開ドミノ	ロータスノートで設計した庁内LANのデータベースを公開ドミノサーバにより公開するものであり、情報政策課が管理する。
サーバ	インターネット上で、他のコンピュータにファイルやデータを提供するコンピュータ・プログラム。
ウェブ	World Wide Web（ワールドワイドウェブ 略名：WWW）のこと。 インターネット上で提供される、複数の文書（テキスト）を相互に関連付け、結び付ける仕組み。
ウェブサービス	インターネット関連技術を応用してメッセージの送受信を行う技術、または、それを適用したサービス。
ウェブコンテンツ	インターネット上で提供される動画・音声・文書などの情報の内容。
ウェブページ	ウェブ上にある個々の文書のこと。
リンク	インターネット上で、他のウェブページにジャンプするための行き先をテキスト中に埋め込んだもの。
リンクフリー	ホームページ管理者の許可を得ないでリンクを設定して構わないという和製英語。
サイト	インターネット上で、一塊に公開されているウェブページ群。
OS	オーエス。Operating System（オペレーティングシステム）の略。 コンピュータで、プログラムの実行を制御するためのソフトウェアのこと。
ミドルウェア	コンピュータの基本的な制御を行うOSと、コンピュータ上で実行したい作業を実施する機能を直接的に有するソフトウェアとの中間に入るソフトウェアのこと。
アップデート	コンピュータで、ファイルに記録されているデータを新しい内容に更新すること。
ログイン	ホストコンピュータ等に接続し、システムの使用を開始すること。

鳥取県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成22年2月8日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司

鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
鳥取県監査委員 内 田 博 長
鳥取県監査委員 山 田 幸 夫

第1 監査の概要

1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が適確に行われているかどうかについて実施するものである。

本県においては、毎年度特定の課題を選定してこの監査を実施しているところである。

2 監査対象事務

許認可等（申請に対する処分）の事務について

3 監査対象事務の選定理由

許認可等の事務は、県民の生活や社会経済活動に密接に関わるものであり、公正の確保と透明性の向上とともに、事務処理の迅速化、簡素化及び効率化が求められている。

このため、許認可等の事務が法令等の定めに従い、適正かつ迅速に執行されているかどうか、手続の簡素化及び効率化が図られているかどうかについて監査を実施し、事務の改善に資することとした。

4 実施期間

平成21年7月から同年11月までの間に実施した。

5 監査の対象及び対象機関

(1) 監査の対象

行政手続法（平成5年法律第88号）及び鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）（以下「行政手続法等」という。）が適用される事務のうち、平成20年度における許認可等の事務の状況を把握するため予備調査を実施したのち、実際に行われた許認可等の事務で、県民の日常生活に関わりの深い事務及び生活の安全の確保に影響の大きい事務の中から、処理件数の比較的多い25事務を監査対象とした。

(2) 監査対象機関 39機関

監査対象とした25事務の処理機関及び直接説明を聴取する必要があると判断した事務の本庁所管課

注1 「処理機関」とは、許認可等の申請に対する処分を行う機関である。

2 「事務の本庁所管課」とは、所管する許認可等の事務を統括する本庁各課であり、処理機関を指導する役割があるものである。

6 実施方法

監査対象とした25事務の処理機関となっている37機関に監査調書の提出を求め、そのうち直接説明を聴取する必要があると判断した11機関及び事務の本庁所管課2機関の13機関について実地監査を実施した。

また、それ以外の26機関について、監査調書に基づく書面監査を実施した。

(1) 実地監査を行った機関 13機関

ア 知事部局 12機関

[総務部] 県民室

[福祉保健部] 障害福祉課（事務の本庁所管課として実地監査を実施）

[県土整備部] 県土総務課、河川課、鳥取港湾事務所

[総合事務所] 東部総合事務所福祉保健局及び生活環境局

中部総合事務所福祉保健局及び県土整備局

西部総合事務所福祉保健局、農林局及び県土整備局

イ 警察本部 1機関

警察本部 交通企画課（事務の本庁所管課として実地監査を実施）

(2) 書面監査を行った機関 26機関

ア 知事部局 16機関

[福祉保健部] 子育て支援総室

[総合事務所] 東部総合事務所県民局、農林局及び県土整備局

八頭総合事務所県民局、農林局及び県土整備局

中部総合事務所県民局、生活環境局及び農林局

西部総合事務所県民局及び生活環境局

日野総合事務所県民局、福祉保健局、農林局及び県土整備局

イ 警察本部 10機関

警察本部 生活環境課

警 察 署 鳥取警察署、郡家警察署、智頭警察署、浜村警察署、倉吉警察署、

八橋警察署、米子警察署、境港警察署、黒坂警察署

監査対象事務一覧表

番号	所管部	許認可等事務名	平成20年度処理件数	処 理 機 関 数	監 査 対 象 機 関
1	総務部	公文書の開示決定等	511	(6) 6	県民室 各総合事務所県民局
2	福祉保健部	保護の開始又は変更の申請に対する要否の決定	1,491	(4) 4	各総合事務所福祉保健局
3		身体障害者手帳の交付	3,254	3	障害福祉課 東・中・西部総合事務所福祉保健局
4		精神障害者保健福祉手帳の交付	1,858	3	障害福祉課 東・中・西部総合事務所福祉保健局
5		自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定	9,110	3	障害福祉課 東・中・西部総合事務所福祉保健局
6		自立支援医療費(育成医療)の支給認定	286	(3) 3	東・中・西部総合事務所福祉保健局
7		養育医療の給付の決定	106	(3) 3	東・中・西部総合事務所福祉保健局
8		児童扶養手当の認定請求に対する認定	155	1	子育て支援総室
9		生活環境部	食品営業の許可	3,667	(3) 3
10	建築物の建築等に関する確認		138	(3) 3	各総合事務所生活環境局
11	建築物に関する完了検査		120	(3) 3	各総合事務所生活環境局
12	農林水産部	農地の転用に係る許可	104	5	各総合事務所農林局
13		農地等の転用のための権利移転に係る許可	201	5	各総合事務所農林局
14		保安林内の立木伐採の許可	33	(5) 5	各総合事務所農林局
15		保安林内の立竹の伐採、家畜の放牧、土地の形質変更等の許可	321	(5) 5	各総合事務所農林局
16	県土整備部	建設業の許可	283	1	県土総務課
17		道路管理者以外の者の行う工事の承認	294	(5) 5	各総合事務所県土整備局
18		道路の占用の許可	1,383	(5) 5	各総合事務所県土整備局
19		河川区域内の土地の占用の許可	737	(5) 6	河川課 各総合事務所県土整備局
20		砂防指定地内での一定の行為の禁止・制限	226	(5) 5	各総合事務所県土整備局
21		港湾施設の使用の許可		(3)	鳥取港湾事務所 中・西部総合

			1,246	3	事務所県土整備局
22	警察本部	銃砲又は刀剣類の所持の許可	628	(9) 10	生活環境課 各警察署
23		猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可	156	(9) 9	各警察署
24		駐車 of 許可	741	(9) 9	交通企画課 各警察署
25		道路の使用の許可	11,122	(9) 9	交通企画課 各警察署
合 計		25事務	-	(94) 117機関	

注1 「平成20年度処理件数」は、平成20年度中の新規・更新・変更申請件数の合計である。

2 印は「処理機関」かつ「事務の本庁所管課」、 印は「処理機関」、 印は「事務の本庁所管課」であることを示す。

3 「処理機関数」上段の()は、受付事務も行っている処理機関数を示す。

7 監査の着眼点

- (1) 許認可等の事務の処理体制について
 - ア 審査基準及び標準処理期間の設定及び公表は適切か。
 - イ 審査基準及び標準処理期間の表示は適切か。
 - ウ 受付窓口の体制は適切か。
 - エ 審査体制は適切か。
- (2) 許認可等の事務の処理状況について
 - 事務処理は適正かつ迅速に行われているか。
- (3) 許認可等の申請手続の簡素化及び効率化について
 - ア 申請手続は簡素化されているか。
 - イ 申請手続の効率化に努めているか。

8 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 山 本 光 範
 監査委員 米 田 由 起 枝
 監査委員 伊 木 隆 司
 監査委員 山 根 眞 知 子
 監査委員 内 田 博 長
 監査委員 山 田 幸 夫

第2 監査結果及び監査意見

1 許認可等の事務の処理体制について

(1) 審査基準及び標準処理期間の設定及び公表

行政手続法等では、行政庁（知事等）は申請により求められた許認可等をするかどうかを法令や条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）及び申請が提出先とされている機関の事務所（以下「受付機関」という。）に到達してから当該申請に対する処分を行うまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）を定めるとともに、受付機関における備付けその他の適当な方法により公にすることとされている。

また、行政手続法及び鳥取県行政手続条例に係る事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）では、事務の本庁所管課は申請に対する処分一覧表に列挙したすべての処分について審査基準及び標準処理期間を設定し、県民室、各総合事務所県民局、事務の本庁所管課及び処理機関となっている地方機関における備付けにより公表することとされている。

なお、事務取扱要綱では、審査基準の未設定理由として、法令や条例等の規定において判断基準が言い尽くされていること等が規定されており、未設定理由に該当する場合は審査基準を設定する必要がな

いこととされている。

[監査結果]

審査基準及び標準処理期間については、監査対象とした25事務のうち設定していなかったものが4事務あり、その理由は次のとおりであった。

[審査基準等の未設定状況]

事務の名称	未設定の内容	未設定の理由
自立支援医療費(育成医療)の支給認定	審査基準及び標準処理期間	平成18年4月の障害者自立支援法制度創設に伴う手続を失念していた。
身体障害者手帳の交付 児童扶養手当の認定請求に対する認定	審査基準	事務取扱要綱に定める「審査基準の未設定理由」に該当すると誤って判断し、審査基準を設定していなかった。
港湾施設の使用の許可		

審査基準等の備付けによる公表については、処理機関117機関のうち52機関において、行っていないかった。

[監査意見]

審査基準及び標準処理期間を設定していなかった事務の本庁所管課は、速やかに審査基準等を設定されたい。また、審査基準及び標準処理期間の備付けによる公表を行っていないかった処理機関は、速やかに公表されたい。

(2) 審査基準及び標準処理期間の表示

ア 審査基準の表示方法について

行政手続法等では、審査基準は許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならないとされている。

また、行政手続法及び鳥取県行政手続条例に基づく審査基準等の作成要領(以下「作成要領」という。)では、審査基準の表示方法について、具体的な基準等を要綱や要領等で定めている場合は、この要綱や要領等を審査基準として定めてもよく、また、国の運用通達等に示された判断基準等を審査基準として用いてもよいとされている。なお、この場合には、要綱、要領及び運用通達等(以下「要綱等」という。)の該当箇所や閲覧場所を記載することにより、審査基準の内容を明示することとされている。

[監査結果]

審査基準を設定していた21事務のうち、内容の記載や要綱等の添付により審査基準の内容を明示していたものは6事務であり、15事務については、審査基準とする要綱等の該当箇所の記載や添付がなく審査基準の内容を明示していなかった。

[審査基準の記載状況等]

区 分	事 務 の 名 称
内容の記載や要綱等の添付により審査基準の内容を明示していた事務	公文書の開示決定等 建設業の許可 銃砲又は刀剣類の所持の許可 猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可 駐車の使用の許可 道路の使用の許可(6事務)
要綱等の該当箇所の記載や添付がなく審査基準の内容を明示していなかった事務	保護の開始又は変更の申請に対する要否の決定 精神障害者保健福祉手帳の交付 自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定 養育医療の給付の決定 食品営業の許可 建築物の建築等に関する確認 建築物に関する完了検査 農地の転用に係る許可 農地等の転用のための権利移転に係る許可 保安林内の立木伐採の許可 保安林内の立竹の伐採、家畜の放牧、土地の形質変更等の許可 道路管理者以外の者の行う工事の承認 道路の

占用の許可 河川区域内の土地の占用の許可 砂防指定地内での一定の行為の禁止・制限（15事務）
--

[監査意見]

行政手続法等で、審査基準が受付機関における備付け等により公にすることとされている趣旨は、申請者等に審査基準の具体的な内容を明示することにより、作成要領においても、受付機関等で閲覧に供することができるようにすることとされている。

については、審査基準の具体的な内容が明示できていない事務の本庁所管課は、必要な要綱等を添付し、受付機関の窓口で審査基準の具体的な内容が閲覧できるようにするなど、審査基準の内容を、申請者等に明示するようにされたい。

イ 標準処理期間の表示内容について

作成要領では、受付機関が処理機関に提出するまでの標準的な処理日数と処理機関の標準的な処理日数の合計を標準処理期間として表示することとされている。

また、関係機関との協議に要する日数を標準処理期間に加えて具体的な日数として表示することとされている。

[監査結果]

標準処理期間を設定していた24事務のうち、関係機関との協議に要する日数を標準処理期間に加えていないものが3事務あった。

〔協議に要する日数を加えて表示していない事務〕

事 務 の 名 称		
道路管理者以外の者の行う工事の承認	道路の占用の許可	河川区域内の土地の占用の許可
(3 事務)		

標準処理期間を設定していた24事務のうち、標準処理期間の内訳として表示する受付機関及び処理機関の名称について、組織改正や権限委任に伴う名称変更をしていなかったものが6事務あった。

〔受付機関等の名称変更をしていなかった事務〕

事 務 の 名 称					
精神障害者保健福祉手帳の交付	建設業の許可	道路管理者以外の者の行う工事の承認	河川区域内の土地の占用の許可	砂防指定地内での一定の行為の禁止・制限	児童扶養手当の認定請求に対する認定
(6 事務)					

[監査意見]

協議に要する日数を標準処理期間に加えていなかった事務の本庁所管課については、協議に要する日数を加えた標準処理期間にされたい。

受付機関等の名称変更をしていなかった事務の本庁所管課については、速やかに変更されたい。

(3) 受付窓口の体制

ア 受付窓口の案内表示について

[監査結果]

受付機関94機関のうち、受付窓口の案内表示がないものが16機関あった。

また、総合事務所の受付窓口の案内表示の状況では、受付機関によって室内外等の表示が統一されていない。

〔受付窓口の表示状況〕

区 分	機関数	表 示 の 内 容			
		案内表示 (室外)	案内表示 (室内)	机上表示	その他
表示のある機関	78機関	41機関	44機関	26機関	4 機関
表示のない機関	16機関				
計	94機関				

注 「表示の内容」の機関数は、複数回答である。

〔総合事務所の受付窓口の表示状況〕

区 分	受付を行っている事務数	受付窓口の表示のある事務数	表 示 の 内 容			
			案内表示 (室外)	案内表示 (室内)	机上表示	その他
東部総合事務所	13事務	10事務	3事務	5事務	7事務	2事務
八頭総合事務所	7事務	1事務	1事務	-	-	-
中部総合事務所	13事務	11事務	5事務	8事務	3事務	-
西部総合事務所	14事務	12事務	3事務	10事務	-	-
日野総合事務所	8事務	6事務	6事務	1事務	-	-

注1 「受付を行っている事務数」は、監査の対象とした25事務のうち、各総合事務所で行っている事務数である。

2 「表示の内容」の事務数は、複数回答である。

〔監査意見〕

受付機関は、申請者に分かりやすい受付窓口の案内表示をされたい。

特に、多数の事務の受付を行っている総合事務所は、県民にできるだけ分かりやすい案内表示をされたい。

イ 申請書様式等の受付窓口への備付け

行政手続法等では、行政庁は申請者等の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならないとされている。

〔監査結果〕

受付機関94機関のうち、申請書様式を備え付けていないものが14機関、記載例を備え付けていないものが43機関あった。

〔監査意見〕

受付機関は、行政手続法等の趣旨を踏まえ、県民の利便性向上のため、申請書様式及び記載例を窓口へ備え付けるなど情報提供に努められたい。

(4) 審査体制

〔監査結果〕

審査における事務処理状況について確認したところ、受付簿については、受付機関94機関のうち20機関で未作成、審査表については、処理機関117機関のうち68機関で未作成、許認可管理台帳については、処理機関117機関のうち15機関で未作成であった。

〔審査における事務処理状況〕

区 分	有	無
受付簿の作成	74機関 (78.7%)	20機関 (21.3%)
審査表の作成	49機関 (41.9%)	68機関 (58.1%)
許認可管理台帳の作成	102機関 (87.1%)	15機関 (12.9%)

注 ()は、処理機関117機関に占める割合である。ただし、「受付簿の作成」の区分においては、受付機関94機関に占める割合である。

事務担当者に対する研修・講習等は、処理機関117機関のうち57機関で受講していなかった。

処理機関により事務手続の取扱いが統一されていない事例が見受けられた。

〔処理機関の取扱いが不統一な事例〕

不統一な事項	事 務 の 名 称
申請書の記名・押印	道路管理者以外の者の行う工事の承認 (1事務)
申請書の提出部数	道路管理者以外の者の行う工事の承認 河川区域内の土地の占用の許可 砂防指定地内での一定の行為の禁止・制限 (3事務)

申請書の記載事項、 添付書類	保護の開始又は変更の申請に対する要否の決定 自立支援医療費（精神 通院医療）の支給認定 食品営業の許可 河川区域内の土地の占用の許 可 砂防指定地内での一定の行為の禁止・制限（5事務）
手帳の交付日の基準	身体障害者手帳の交付（1事務）

[監査意見]

受付簿は審査事務の進行管理だけでなく補正に要した期間を管理する上で、審査表は審査のポイント
を明確にし適正な審査を行う上で、許認可管理台帳は許認可等の状況を把握するとともに更新手続等の
適正な管理を行う上で、それぞれ有効と考えられる。

については、受付簿、審査表、許認可管理台帳を作成していない処理機関は、これらを作成し、及び活
用することにより適正な事務処理に努められたい。

研修は、事務担当者の能力向上や適正な事務処理を行うために有効と考えられる。

については、事務の本庁所管課は、事務担当者を対象とした研修の実施に努められたい。

処理機関により事務手続の取扱いが統一されていないことは、申請者に不利益、不平等を生じること
につながる。

については、事務手続の取扱いが統一されていない事務の本庁所管課は、処理機関における取扱いの統
一を図られたい。

2 許認可等の事務の処理状況について

事務処理が適切かつ迅速に行われているかどうかという視点から、許認可等の申請に対する不許可等の否
認処分及び処理期間の状況について確認を行った。

(1) 不許可等の件数及び理由の提示状況

[監査結果]

許認可等の申請に対する不許可等の否認処分については、16機関で101件行っていたが、すべて理由
の明示を行っており、適正に処理されていた。

(2) 処理期間の状況

ア 公文書開示請求の事務における開示決定期限について

[監査結果]

公文書開示請求（県民室所管分）については、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）で
定める開示決定期限（15日）を超過したものが6件あった。

[開示決定期限の超過状況]

機 関 名	超過 日数	公文書の件名	超 過 原 因
八頭総合事務所	4日	測量及び詳細設計委託に係る金入 設計書	設計書の開示は契約締結後でないとき ないため日数を要した。
	1日	測量及び詳細設計委託等に係る金 入設計書	県民室の審査が遅れた。
中部総合事務所	1日	水質汚濁防止法特定施設設置届	担当者が開示決定期限を誤認していた。
	7日	橋梁修繕調査設計委託に係る金入 設計書	担当者が開示決定期限を誤認していた。
西部総合事務所	1日	食品衛生法に基づく営業新規施設 データ等	担当者が開示決定期限を誤認していた。
	1日	食品衛生法に基づく営業新規施設 データ等	担当者の進捗管理が不十分であった。

[監査意見]

公文書開示請求の開示決定期限は、条例で定められたものであり、遵守しなければならない。

開示決定期限を超過した6件すべてが、県民室、県民局及び処理機関の連携が不十分であったことが

超過の原因であった。

については、県民室は、処理機関との連携体制や進行管理体制を整備し、公文書の開示決定期限の遵守の徹底を図られたい。

イ 許認可等の事務における標準処理期間について

[監査結果]

処理機関117機関のうち、標準処理期間を設定していなかったものが3機関であり、標準処理期間を設定していた114機関のうち、標準処理期間を超過した事務処理を行っていたものが61機関あった。

[標準処理期間を超過した機関の状況]

区 分	機 関 数
標準処理期間を設定していなかった機関	3機関
標準処理期間を設定していた機関	114機関
上記のうち標準処理期間を超過した事務処理を行っていた機関	61機関
計	117機関

標準処理期間を超過していた件数の割合が大きかった事務について、超過した原因の分析を市町村受付事務と県受付事務の別に行った結果は、次のとおりであった。

<市町村受付の事務>

市町村が受付を行っていた事務の超過の主な原因は、市町村から県への申請書等の進達が遅延したことであった。

このうち、精神障害者保健福祉手帳の交付及び自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の2事務については、市町村からの進達遅延だけでなく、精神保健福祉センターで月2回開催される判定会への送付が遅延したこと及び電算入力等事務処理の遅延が原因であった。

<県受付の事務>

県が直接受付を行っていた事務の超過の主な原因は、申請書等の記載事項の不備や添付書類の不足等補正に要した日数は、標準処理期間に含まれないものであるが、補正期間を記録していなかったためこれらの日数を算入していたことによる。

[標準処理期間を超過した主な事務の状況]

番号	事務の名称	各機関の抽出結果			超 過 し た 理 由 (件)					
		抽出 件数 (件)	超過 件数 (件)	率 (%)	市町村 進達遅 延	判定 会の 期日 1	事務 処理 遅延 2	書類 の補 正等	一括 処理 3	その 他 4
	[市町村受付]									
1	身体障害者手帳の交付	245	74	30.2	56					18
2	精神障害者保健福祉手帳の交付	180	98	54.4	15	48	35			
3	自立支援医療費（精神通院医療）の 支給認定	270	114	42.2	33	50	31			
4	農地転用に係る許可	86	33	38.3	23			2		8
5	農地等の転用のための権利移転に係 る許可	104	49	47.1	37			1		11
	[県受付]									
6	食品営業の許可	180	58	32.1			28	22	8	
7	建設業の許可	90	90	100.0			6	81		3
8	道路の占用の許可	389	125	32.2			1	67	52	5
9	河川区域内の土地の占用の許可	296	109	36.8			36	37	26	10
10	砂防指定地内での一定の行為の禁止									

	・制限	104	36	34.6				14	16	6
11	港湾施設の使用の許可	130	70	53.8			10		60	

注1 調査方法について

処理件数に対する標準処理期間を超過していた割合が20パーセント以上の11事務について、各処理機関における新規、更新、変更の区分ごとに30件を基準に抽出して原因の分析を行った。

2 標準処理期間を超過した理由について

- 1 「判定会の期日」の件数は、精神保健福祉センターで月2回開催される判定会に資料送付が遅れたため超過したものの件数である。
- 2 「事務処理遅延」の件数は、処理機関内部の審査事務、決裁事務等の遅れにより超過したものの件数である。
- 3 「一括処理」の件数は、更新期限前に受理した申請書を、更新期限に余裕があったため更新期限前に一括して処理したため超過したものの件数である。
- 4 「その他」の件数は、関係機関との協議、許可の前提となる他の許可との調整等により超過したものの件数である。

[監査意見]

市町村が受付を行っている事務の本庁所管課及び処理機関は、市町村からの進達が遅延した原因を分析し、その解消策を講じられたい。

精神障害者保健福祉手帳の交付及び自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の事務については、処理機関は月2回の判定会に遅滞なく送付するとともに、事務の本庁所管課及び処理機関は電算入力等の事務処理の改善を図られたい。

県が受付を行っている事務の受付機関及び処理機関は、申請書等の補正に要した期間を受付簿等に記録し、補正期間を除いた上で適切な進行管理を行い、所定の標準処理期間内での審査業務の処理に努められたい。

3 許認可等の申請手続の簡素化及び効率化について

(1) 申請手続の簡素化

[監査結果]

新規申請について、「申請書等の押印見直し方針（平成11年3月1日付鳥取県総務部長通知）」の趣旨の通り、記名押印等の状況について確認した結果、申請書への押印の状況については、監査対象とした25事務のうち「記名押印又は署名の選択制」又は「記名のみで押印省略可」と簡素化されたものは21事務であり、簡素化されていない4事務のうち「記名押印」としたものが3事務、「署名押印」としたものが1事務であった。

[記名押印等の状況]

区 分	事 務 の 名 称
記名押印	精神障害者保健福祉手帳の交付 養育医療の給付の決定 建設業の許可（3事務）
署名押印	保護の開始又は変更の申請に対する要否の決定（1事務）

注1 記名は、ゴム印、ワープロによる印刷等の方法で氏名を記載することをいう。

2 署名は、本人が自筆で氏名を手書きすることをいう。

更新申請について、新規申請と比べ記載事項及び添付書類が簡素化されているか確認した結果、更新手続がある14事務のうち、新規申請と比べて記載事項を簡素化していたのは、1事務だけであった。

また、更新申請の添付書類について、新規申請と比べて添付書類（種類・提出部数等）を簡素化していたのは、7事務であった。

[記載事項を簡素化している事務]

事 務 の 名 称	記載を簡素化した事項
銃砲又は刀剣類の所持の許可（1事務）	猟銃又は空気銃の諸元、用途等

〔添付書類を簡素化している事務〕

事 務 の 名 称			
自立支援医療費（育成医療）の支給認定	養育医療の給付の決定	食品営業の許可	保安
林内の立竹の伐採、家畜の放牧、土地の形質変更等の許可	建設業の許可	道路の占用の許可	
銃砲又は刀剣類の所持の許可（7事務）			

〔監査意見〕

申請書について、記名押印又は署名押印を求めている事務の本庁所管課は、「申請書等の押印見直し方針」の趣旨にのっとり、手続の簡素化を図りたい。

更新申請に伴う申請手続について、事務の本庁所管課は、更新申請書の記載事項及び添付書類の簡素化を図りたい。

(2) 申請手続の効率化

ア 電子申請について

〔監査結果〕

インターネットを利用した電子申請については、監査対象とした25事務のうち3事務について可能であったが、利用実績があるのは2事務（公文書の開示決定等、港湾施設の使用の許可）で、それぞれ申請件数のうち3.5パーセントと8.7パーセントであった。

〔電子申請を行うことができる事務〕

事 務 の 名 称		
公文書の開示決定等	道路の占用の許可	港湾施設の使用の許可（鳥取港湾事務所）（3事務）

〔電子申請の利用状況〕

事務の名称	申請件数	うち電子申請の件数	割合
公文書の開示決定等	514件	18件	3.5%
道路の占用の許可	1,383件	-	-
港湾施設の使用の許可（鳥取港湾事務所）	1,096件	95件	8.7%

〔監査意見〕

電子申請が可能な事務の本庁所管課は、県民への周知及び申請様式の簡素化等により利用の促進に努められたい。

また、今後電子申請に対する需要は増加すると考えられ、電子申請への対応がなされていない事務の本庁所管課は、県民の利便性向上のため個人情報の保護等に十分配慮しつつ導入を検討されたい。

イ 県ホームページの活用について

〔監査結果〕

監査対象とした25事務のうち、申請書等を県ホームページに掲載していたのは13事務と約半数であった。

〔申請書等をホームページに掲載していた事務〕

事 務 の 名 称			
公文書の開示決定等	精神障害者保健福祉手帳の交付	自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定	自立支援医療費（育成医療）の支給認定
養育医療の給付の決定	児童扶養手当の認定請求に対する認定	食品営業の許可	建築物の建築等に関する確認
建築物に関する完了検査	建設業の許可	河川区域内の土地の占用の許可	砂防指定地内での一定の行為の禁止・制限
港湾施設の使用の許可（13事務）			

〔監査意見〕

県ホームページに申請書等を掲載していない事務の本庁所管課及び処理機関は、県民へのサービスの向上を図るため、インターネットのリンク等を活用して効率的に申請書等がホームページからダウンロードできるよう改善されたい。

4 総括的事項について

許認可等の事務は、県民の生活や社会経済活動等の幅広い分野にわたり県民の権利義務等に直接具体的な効果を及ぼす行政活動であり、事務処理に当たっては公正の確保と透明性の向上を図るとともに、迅速化、簡素化及び効率化に努めることが求められている。

今回監査を実施した25事務に関しては、一部に改善を要する事項が認められたので、速やかに改善に取り組む必要がある。

また、県民室は、行政手続法等の所管課として、事務の本庁所管課や処理機関等を指導する役割があり、事務の本庁所管課は審査基準及び標準処理期間を設定し、及び公にするとともに、適切な事務の実施について処理機関を指導する役割がある。

このため、監査結果を踏まえ、県民室及び事務の本庁所管課に対して、総括的事項として監査意見を述べることとした。

なお、今回監査を実施しなかった許認可等の事務についても、事務の本庁所管課や処理機関等は、監査結果及び監査意見を参考に事務の検証、改善を行い、県民への行政サービスの向上が図られるよう要望するところである。

[監査結果]

(1) 許認可等の事務の処理体制

審査基準及び標準処理期間の設定等については、審査基準等の設定及び改正が行われていないもの、処理機関に審査基準等を備え付けて公表していないもの等、行政手続法等に基づく適正な事務の執行が行われていないものがあった。

また、要綱等を審査基準としている事務について、要綱等の該当箇所の記載や添付が行われていないため、審査基準の内容が県民に明示されていないものが多くあった。

受付窓口の体制については、申請書様式及び記載例を受付窓口に備え付けていない機関が多くあった。

審査体制については、受付簿、審査表、許認可管理台帳等の必要と思われる書類を作成していない処理機関が多くあった。

(2) 許認可等の事務の処理状況

許認可等の事務の処理状況は、半数以上の機関で標準処理期間を超過して事務処理を行っていた。

標準処理期間を超過した原因は、市町村が受付を行っていた事務については、市町村から県への申請書等の進達の遅延が主な原因であった。

また、県が直接受付を行っていた事務の超過した原因は、申請書記載事項の不備や添付書類が不足したこと等申請者側の原因により補正の期間が必要となったことであった。なお、処理機関では補正に要した期間の記録が行われていない状況もあった。

総合事務所又は地方機関に権限委任した事務については、事務の本庁所管課の権限委任後の事務処理状況の把握が十分でなかったことにより、各処理機関において、申請書の提出部数等の取扱いが統一されていないものがあった。

(3) 許認可等の申請手続の簡素化、効率化

更新申請について、新規申請と比べて記載事項を簡素化していた事務はわずかであり、添付書類を簡素化していた事務は半数であった。

また、電子申請を行うことができる事務は少なく、利用の状況も多くなかった。

さらに、申請書等をホームページに掲載していた事務は、約半数であった。

[監査意見]

(1) 県民室の対応

県民室は、行政手続法等の所管課として、事務の本庁所管課や処理機関等に対して、事務の執行が適正に行われているか、適宜確認し指導されたい。

また、今回監査対象とした25事務以外の事務について、審査基準等の設定及び備付けによる公表の有無、受付機関等の名称、協議に要する日数の表示等について点検されたい。

なお、審査基準については、必要な要綱等を添付し、受付機関の窓口で具体的な内容が閲覧できるようにするなど、審査基準の内容を申請者等に明示するよう指導されたい。

さらに、申請者への情報提供として、申請書様式及び記載例を受付窓口に備え付けるよう指導されたい。

(2) 事務の本庁所管課の対応

事務の本庁所管課は、受付機関及び処理機関に対して、受付簿、審査表、許認可管理台帳を作成するなど、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

また、事務担当者を対象とした研修を行うなど事務処理の適正化を図られたい。

さらに、申請手続については、更新申請書の記載事項や添付書類の簡素化、電子申請の利用の促進及び申請書等のインターネットでのダウンロードを可能とすること等による効率化を検討されたい。

なお、総合事務所又は地方機関に権限委任した事務については、定期的に処理機関の事務処理状況を把握するなどして、適正な事務処理が統一的に行われるよう指導されたい。

鳥取県監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成20年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成22年2月8日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
鳥取県監査委員 内 田 博 長
鳥取県監査委員 山 田 幸 夫

第1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の実施に当たり、監査対象の団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

ア 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資団体」という。）について、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 県が、原則として、補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を5,000万円以上交付している団体又は単県補助金等を1,000万円以上交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

ウ 公の施設の管理を委託している団体（以下「指定管理者」という。）について、関係法令等を遵守し、委託業務を行う上で公の施設の管理運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査実施団体に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

イ 書面監査

監査実施団体に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(3) 監査実施団体の数

区 分	監査対象 団体の数	監査実施 団体の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
出資団体	37	26	23	3
補助金等交付団体	91	19	19	0
指定管理者	13	5	4	1
合 計	141	50	46	4

注 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

(4) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 やま もと みつ のり
山 本 光 範
監査委員 よね た ゆき え
米 田 由 起 枝
監査委員 い ぎ たか し
伊 木 隆 司
監査委員 やま ね ま ち こ
山 根 眞 知 子
監査委員 うち だ ひろ みち
内 田 博 長
監査委員 やま だ ゆき あ
山 田 幸 夫

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員 米田由起枝は、財団法人ふるさと鳥取県定住機構について監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概 要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なものを指摘事項として、(2)の実施団体別の状況に記載するとともに、関係する部局長に対し、該当する団体を指導するよう求めた。

監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げるものを注意事項（事務処理について改善を要すると認められる事項のうち指摘に至らない比較的軽易なもの）として、別途文書により、関係する部局長に対し、該当する団体を指導するよう求めた。

ア 予算事務

予算流用の手続誤りその他予算事務手続の不適正

イ 収入事務

収入年度・科目の誤り、現金領収証書未交付その他収入事務手続の不適正

ウ 支出事務

決裁権者でない者の決裁による支払その他支出事務手続の不適正

エ 契約事務

予定価格の未決定、契約書の記載内容の不備その他契約事務手続の不適正

オ 補助金等の執行に関する事務

交付申請書の提出等の遅延、実績報告書の提出等の遅延その他補助金等の執行に関する事務手続の不
適正

カ 財産管理事務

備品台帳の未整備その他財産管理事務手続の不適正

キ その他

決算書類の記載不備等その他事務手続の不適正

(2) 実施団体別の状況

ア 総務部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
社団法人鳥取県人権文化センター 〔指定管理施設〕 ・人権ひろば21	平成21年11月10日	補助金等	17,072,776円
		指定管理	10,287,762円
財団法人鳥取県部落解放研究所	平成21年11月10日	補助金等	17,243,081円

注1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局で区分している。(以下
同じ。)

2 実施団体欄の指定管理施設の名称は、「鳥取県(立・営)」の名称は省略している。(以下
同じ。)

3 実施日欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに(書面
監査)と記載している団体は書面監査を行った団体である。(以下同じ。)

4 財政的援助等の概要欄の補助金等の金額は、県が平成20年度に支出している補助金、分担
金、負担金、利子補給金、給付金、交付金で相当の反対給付を受けないものの額及び貸付金額
(平成19年度以前の貸付金の残高を含む。)の合計額である。(以下同じ。)

5 財政的援助等の概要欄の指定管理の項の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関す
る協定に基づいて平成20年度に支出した委託料であり、指名指定管理者の場合は精算後の額で
ある。(以下同じ。)

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に
至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

イ 企画部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
学校法人翔英学園	平成21年11月18日	補助金等	585,716,738円
学校法人鶏鳴学園	平成21年11月18日	補助金等	36,857,083円
日本交通株式会社	平成21年12月1日	補助金等	116,213,463円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に
至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ウ 文化観光局所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県文化振興財団 〔指定管理施設〕 ・県民文化会館 ・倉吉未来中心	平成21年11月10日	出資金額	2,000,000,000円
		出資比率	100%
		指定管理	350,473,280円
財団法人鳥取県国際交流財団	平成21年12月1日	出資金額	400,000,000円
		出資比率	63.4%
		補助金等	42,428,077円
財団法人中海水鳥国際交流基金財団	平成21年11月18日	出資金額	150,000,000円

財団法人因幡街道ふるさと振興財団	平成21年12月3日	出資比率	49.8%
		出資金額	10,000,000円
		出資比率	38.3%
財団法人鳥取県観光事業団 〔指定管理施設〕 ・鳥取砂丘こどもの国 ・氷ノ山自然ふれあい館 ・東郷湖羽合臨海公園（引地地区(燕趙園及びその周辺をいう。)に限る。 ・とっとり花回廊	平成21年11月17日	補助金等	350,000円
		出資金額	500,000円
		出資比率	100%
		補助金等	2,602,700円
		指定管理	454,791,000円

注 財政的援助等の概要欄の出資比率の数値は、小数点以下第2位を四捨五入している。(以下同じ。)

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

鳥取県立県民文化会館の鳥取県総合芸術文化祭メイン事業「ロマン街道・とっとり(音劇)」演出・監修等業務委託契約について、予定価格を決定していなかった。(財団法人鳥取県文化振興財団：所管 文化政策課)

エ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県民生児童委員協議会	平成21年11月10日	補助金等	24,880,000円
社会医療法人仁厚会	平成21年11月10日	補助金等	73,920,129円
社会福祉法人あすなる会	平成21年11月10日	補助金等	38,431,887円
社会福祉法人大徳会	平成21年11月17日	補助金等	73,744,723円
社会福祉法人フォイボス	平成21年11月17日	補助金等	36,982,259円
社会福祉法人鳥取こども学園	平成21年12月9日	補助金等	107,860,897円
財団法人鳥取県臓器バンク	平成21年12月9日	出資金額	52,640,000円
		出資比率	59.4%
		補助金等	8,385,408円
財団法人鳥取県保健事業団	平成21年11月10日	出資金額	200,000円
		出資比率	28.6%

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

財団法人鳥取県保健事業団新本部事務所改修工事について、予算措置せずに執行していた。また、退職給与金外20科目について、予算の流用等を行わず科目の予算を超えて執行していた。(財団法人鳥取県保健事業団：所管 健康政策課)

現金収納した健康診断料等の収入金について、取引金融機関への預入が遅延していた。(財団法人鳥取県保健事業団：所管 健康政策課)

消防用設備点検に係る委託料について、支出金額に誤りがあった。(財団法人鳥取県保健事業団：所管 健康政策課)

空調設備保守点検業務に係る委託契約外3件について、予定価格を決定していなかった。(財団法人鳥取県保健事業団：所管 健康政策課)

基本財産の運用として保有している鳥取県債(証書借入)について、県の発行した借用証書を紛失していた。(財団法人鳥取県臓器バンク：所管 医療政策課)

オ 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	平成21年12月9日	出資金額	1,500,000円
		出資比率	50.0%
		補助金等	85,726,100円
財団法人鳥取県環境管理事業センター	平成21年11月17日	出資金額	66,700,000円
		出資比率	34.0%
		補助金等	12,994,617円
財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	平成21年12月3日 (書面監査)	出資金額	600,000,000円
		出資比率	100%
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター	平成21年11月17日	出資金額	2,000,000円
		出資比率	44.3%
		補助金等	23,352,707円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

カ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取商工会議所	平成21年12月3日	補助金等	126,887,321円
米子商工会議所	平成21年12月10日	補助金等	55,559,000円
鳥取県中小企業団体中央会	平成21年12月3日	補助金等	101,503,000円
財団法人ふるさと鳥取県定住機構	平成21年11月10日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	50.0%
千代三洋工業株式会社	平成21年11月18日	出資金額	40,000,000円
		出資比率	40.0%
財団法人鳥取県産業振興機構	平成21年7月22日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	51.7%
		補助金等	9,153,040,141円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

キ 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県農業協同組合中央会 〔指定管理施設〕 ・農村総合研修所	平成21年12月10日 (書面監査)	補助金等	1,916,125円
		指定管理	0円
財団法人鳥取県農業開発公社(平成21年12月1日合併により財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に統合)	平成21年7月22日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	578,477,992円
社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会	平成21年12月10日 (書面監査)	出資金額	7,500,000円
		出資比率	25.0%
		補助金等	5,451,989円
財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会	平成21年12月3日 (書面監査)	出資金額	15,000,000円
		出資比率	75.0%
		補助金等	28,917,285円
社団法人鳥取県家畜畜産物衛生指導協会	平成21年11月10日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	42.7%
		補助金等	10,211,157円
財団法人鳥取県畜産振興協会	平成21年11月17日	出資金額	60,000円
		出資比率	54.5%
		補助金等	62,426,321円
大山乳業農業協同組合	平成21年11月17日	補助金等	55,052,601円
鳥取県土地改良事業団体連合会	平成21年12月10日	補助金等	35,158,500円
株式会社鳥取林業サービス	平成21年12月1日	出資金額	48,000,000円
		出資比率	40.0%

財団法人鳥取県造林公社	平成21年7月22日	補助金等	6,860,000円		
		出資金額	1,000,000円		
		出資比率	100%		
八頭中央森林組合	平成21年12月1日	補助金等	54,773,176円		
		鳥取県西部森林組合	平成21年11月17日	補助金等	8,600,886円
		日南町森林組合	平成21年12月10日	補助金等	274,668,652円
株式会社谷尾樹楽園 〔指定管理施設〕 ・とっとり出合いの森	平成21年12月1日	指定管理	32,624,800円		
		鳥取県漁業信用基金協会	平成21年12月1日	出資金額	255,450,000円
財団法人鳥取県栽培漁業協会	平成21年12月15日	出資比率	34.8%		
		補助金等	556,169円		
		出資金額	218,000,000円		
		出資比率	93.6%		
		補助金等	36,844,000円		

注 農村総合研修所の管理運営費用は、施設利用料により賄うことになっているため、県は指定管理者に対し管理委託料を支払っていない。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ク 県土整備部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県土地開発公社	平成21年7月22日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	3,785,699円
境港管理組合 〔指定管理施設〕 ・みなとさかい交流館	平成21年11月18日	指定管理	50,258,094円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ケ 企業局所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県ビルメンテナンス協同組合 〔指定管理施設〕 ・みなと温泉館	平成21年11月18日	補助金等	3,702,935円
		指定管理	0円

注 みなと温泉館の管理運営費用は、施設利用料により賄うことになっているため、県は指定管理者に対し管理委託料を支払っていない。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

コ 教育委員会所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県高等学校文化連盟	平成21年11月17日	補助金等	18,569,321円
		財団法人鳥取県体育協会 〔指定管理施設〕 ・布勢総合運動公園 ・鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール ・倉吉体育文化会館 ・米子屋内プール	平成21年11月18日
		出資比率	42.1%
		補助金等	109,472,656円
		指定管理	478,538,829円

・武道館			
------	--	--	--

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

鳥取県立布勢総合運動公園に係る物品貸付契約について、変更契約締結の事務手続が遅延していた。(財団法人鳥取県体育協会：所管 公園自然課)

鳥取県立倉吉体育文化会館に係る物品貸付契約について、変更契約締結の事務手続が遅延していた。(財団法人鳥取県体育協会：所管 スポーツ振興課)

サ 警察本部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 団 体	実 施 日	財政的援助等の概要	
財団法人暴力追放鳥取県民会議	平成21年12月3日	出資金額	260,281,000円
		出資比率	58.2%

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項はなかった。

第2 監査意見

1 総務部、文化観光局、福祉保健部、生活環境部、農林水産部、県土整備部、企業局、教育委員会共通

指定管理者制度の適正な執行について(業務効率化室、人権推進課、文化政策課、観光政策課、子育て支援総室、公園自然課、農政課、生産振興課、森林保全課(森林・林業総室)、空港港湾課、経営企画課、体育保健課)

今回監査を行った指定管理施設において、協定書に定める業務が適正に行われていない事例が昨年の監査に引き続き散見された。

協定書に定める業務を指定管理者が適正に執行しているか確認するのは所管課の責務であるが、協定書において整備することとされている帳簿の未整備や承認を受けていない利用料金の設定など、執行状況を確認しておけば生じていない不適正事例があった。

多くの指定管理施設において、平成18年度の指定管理者制度の導入から3年を経過して二度目の指定となっているが、県の財産である県立施設を指定管理者に任せきりにしているのではないかと危惧するものである。

一方、再委託する場合の事前承認など、必要以上の事務手続を協定書に規定していると思われる。公の施設の管理運営に民間能力を活用するという指定管理者制度の趣旨や現状を踏まえ、それらの必要性や有効性について再度検討することが必要と考える。

については、県は、制度の趣旨を踏まえ協定書の事務手続を再度検討し、実態に合うよう見直すとともに、業務の実施状況を適宜確認するなど指定管理者制度の適正な執行を図りたい。

2 文化観光局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、出納局(会計管理者)、教育委員会共通

財務会計規程の整備と遵守体制について(文化政策課、交流推進課、観光政策課、医療政策課、健康政策課、水・大気環境課、循環型社会推進課、経済・雇用政策総室(雇用人材総室)、産業振興戦略総室(産業振興総室)、経営支援課、畜産課、林政課(森林・林業総室)、水産課、県土総務課、会計指導課、体育保健課)

出資団体の多くが契約の手続や会計その他財務に関する事務手続については鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)や鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)等(以下「会計規則等」という。)を準用して行っているところであるが、その会計規則等に準じている契約事務等について不適正事例が散見された。

団体が独自に定めた財務会計規程による事務についても不適正事例が見受けられ、これらは、職員が会計規則等や独自の規程をよく理解していないことが原因と考えられる。

このため、会計規則等や独自の規程を職員に徹底する必要がある、内部研修を実施するとともに、県の会計事務研修等に職員を積極的に参加させる等の方法により会計規則等や独自の規程について習熟させることが必要と考える。

また、会計規則等や独自の規程の内容が、団体の業務の実態に適合していないことも不適正事例の原因と考えられることから、機会を捉えてこれらが実態に即したものとなっているか検討し、財務会計事務の適正な執行を担保しつつ、独自の規程を整備していくことも必要と考える。

については、県は、会計規則等を準用している出資団体について、会計規則等の習熟を深める機会を確保するとともに、会計規則等の改正等の情報をこれらの団体にも提供するなど、所管課と団体が連携を密にして情報の交換を行い、団体の業務の実態に合わせた財務会計事務が適正に行われるように配慮されたい。

3 文化観光局

財団法人鳥取県国際交流財団の周知と利用促進について（交流推進課）

財団法人鳥取県国際交流財団（以下「国際交流財団」という。）は、本県における国際交流推進の基盤づくりと国際交流活動の支援を行い、県民、民間団体及び行政が一体となって全県的な国際交流活動を推進することにより、国際性豊かな県民の育成と地域の活性化を図るとともに、世界に開かれ、世界に貢献する鳥取県づくりに寄与することを目的に設立された財団である。

平成20年12月現在、県内には5,000人弱の外国人が在住している。しかし、国際交流財団の存在と活動が広く県民に知られているとはいえず、また、国際交流財団の事務局及び国際交流活動の拠点となる国際交流センター（国際交流財団が管理）は鳥取空港内にあり、バス等の公共交通機関の利便性が悪く、県民や外国人にとって利用しやすい状況にあるとはいえない。

については、県は、国際交流財団のホームページや機関紙のさらなる充実について協力するとともに、県政テレビ番組等県の広報媒体を利用した広告活動にも努め、新交流時代に向けて国際交流財団の存在や活動についてより一層県民への周知を図られたい。

また、県民や外国人がより利用しやすい活動拠点となるための方策について、立地や交通手段等も含めて検討されたい。

4 文化観光局

財務事務処理の機能強化について（交流推進課）

財団法人中海水鳥国際交流基金財団（以下「基金財団」という。）の財務事務処理において、財務規程に定められた調定手続を行っていなかったり、会計帳簿が整備されていないなど基本的な手続が行われていない不適正な事例が多数見受けられた。

これらの不適正な事例は、職員が公益法人会計について不慣れなことにより、財務事務手続をよく理解せずに業務を行っていること及び基金財団のチェック体制が不十分であったことが原因と考えられる。

については、県は、米子市と連携して基金財団の財務事務処理の機能強化を図られたい。

5 福祉保健部

補助事業者との連携について（福祉保健課）

鳥取県民生児童委員協議会（以下「県協議会」という。）は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）及び県の補助金交付要綱に基づき、間接補助金の交付要綱を制定し、地区民生児童委員協議会及び地域民生児童委員協議会（以下「地区協議会等」という。）に間接補助金を交付している。

しかし、県協議会が地区協議会等に交付決定する際に県の補助金交付要綱に定める変更等の条件を記載せずに通知していたり、地区協議会等からの交付申請書や実績報告書に内容に誤りのある書類が添付されているなど、県協議会及び地区協議会等双方とも補助金事務に精通していないと思われる状況が見受けられた。

また、県協議会が定めている間接補助金の交付要綱において、県の補助金交付要綱の趣旨と異なった交付条件の規定を定めるなど、県との連携が十分行われていないと思われる状況が見受けられた。

については、県は、県協議会と十分調整を行って補助金交付事務の整合を図るとともに、適正な補助金事務

の執行に配慮されたい。

6 福祉保健部

財務事務処理の機能強化及び内部統制の強化について（健康政策課）

財団法人鳥取県保健事業団（以下「保健事業団」という。）の会計処理において、前回監査（平成19年度実施）において指摘し、及び注意したにもかかわらず、今回の監査においても予定価格の未決定（前回指摘）や現金の取引金融機関への預入の遅延（前回注意）など同様の事例や、その他予算執行や契約事務等についての不適正な事例が多数見受けられた。

これらの不適正な事例は、理事の法令遵守に対する認識不足や、経理担当職員の財務規程に対する知識が不十分であること及び当該法人の業務の適正を確保する体制（いわゆる内部統制）が十分機能していないことが原因と考えられる。また、監事監査も不十分であると考えられる。

については、県は、保健事業団の経理担当職員の資質向上及び内部統制の強化を図られたい。

7 警察本部

基本財産の運用について（組織犯罪対策課）

財団法人暴力追放鳥取県民会議（以下「鳥取県民会議」という。）の平成20年度の基本財産（447百万円：平成20年度末）の運用収入は9,924千円となっており、運営上重要な財源となっている。

基本財産の運用のうち、平成20年4月にユーロ円債（運用期間30年）を1億円購入している。国内金利の低下に伴い、必要な運営資金を確保しようとしたことは理解できるが、この債券は、為替レートの変動によって金利が変動し、円高となった場合は金利がゼロになる可能性がある。更に、運用期間が30年と長期に設定されており、運用期間の途中で売却は、当該債券の市場性が低いため困難か、あるいは元本をき損する可能性があり、商品価値が低くなると考えられる。

鳥取県民会議の基本財産運用規程によると、基本財産の運用に当たり、専務理事を運用責任者として運用計画を作成し、理事会の承認を得る体制となっているが、この債券の購入に当たって運用にまつわる様々なリスクについて精緻な議論がなされた経過が見られず、実効性のあるリスク査定等運用について十分に審議をする体制となっているか疑問である。

また、責任の所在が不明確で、仮に運用が失敗した場合には、専務理事、理事会、理事長がどのような責任を取るのか明らかでない。

これらを踏まえ、また昨今の経済情勢を考えると、基本財産の運用について懸念が生じるものである。

については、県は、今後の基本財産の運用について、基本財産運用規程を改正し、確実かつ有利な運用が行われるよう見直しを図られたい。